



別冊：重点施策について [令和8(2026)～令和11(2029)年度]



©中本竹誠

令和7年11月
川崎市 経済労働局

1 重点施策の概要

- 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
- 令和8(2026)年度から11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。

基本目標

市の農業の目指す姿

計画期間(12年間)を通じた体系

基本方針

基本目標の実現に向けて、課題に対応していくための視点

基本施策

基本方針に従い取組むべき基本的な施策

4年毎に見直し

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進 ～農業でしっかりと稼げている～

- <1>担い手の発掘・育成・確保
- <2>農業経営の改善推進
- <3>栽培技術の普及・向上

II 適正な農地の保全・活用の促進 ～農地の保全に寄与する仕組みができる～

- <4>農地の適正利用の維持
- <5>地域特性に応じた活性化

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大 ～市民が憩い、参加でき、「農」に親しめている～

- <6>地産地消の推進
- <7>農業体験機会等の創出

各事業

重点施策

基本目標の実現に向けて、基本方針に従い、4年間で重点的に取組む施策

i 農業経営を支える体制の強化

事業(イメージ)

JAセレサ川崎と連携した伴走支援

ii 農地を未来にわたって確保する仕組みの充実

事業(イメージ)

農地貸借に向けた奨励

※ i ii は令和8(2026)～11(2029)年度の4年間における重点施策で、基本施策と並行して取り組むもの。取組による成果・評価等に応じて4年ごとに見直しを行います。

1 重点施策の概要

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。

i 農業経営を支える体制の強化

〈課題感〉

- ① 現状把握と個別対応の必要性
- ② 所得向上への総合的支援
- ③ “伴走型”支援の推進
- ④ JAセレサ川崎との連携強化
- ⑤ 認定農業者を目指す層への支援

事業イメージ

JAセレサ川崎と連携した
伴走支援 など

ii 農地を未来にわたって確保する仕組みの充実

〈課題感〉

- ① 規模縮小・離農の傾向
- ② 相続・貸出しが優先課題
- ③ 農地貸借の促進
- ④ 農地流動化への意識醸成
- ⑤ 丁寧なマッチング支援
- ⑥ 遊休農地等の整備の課題

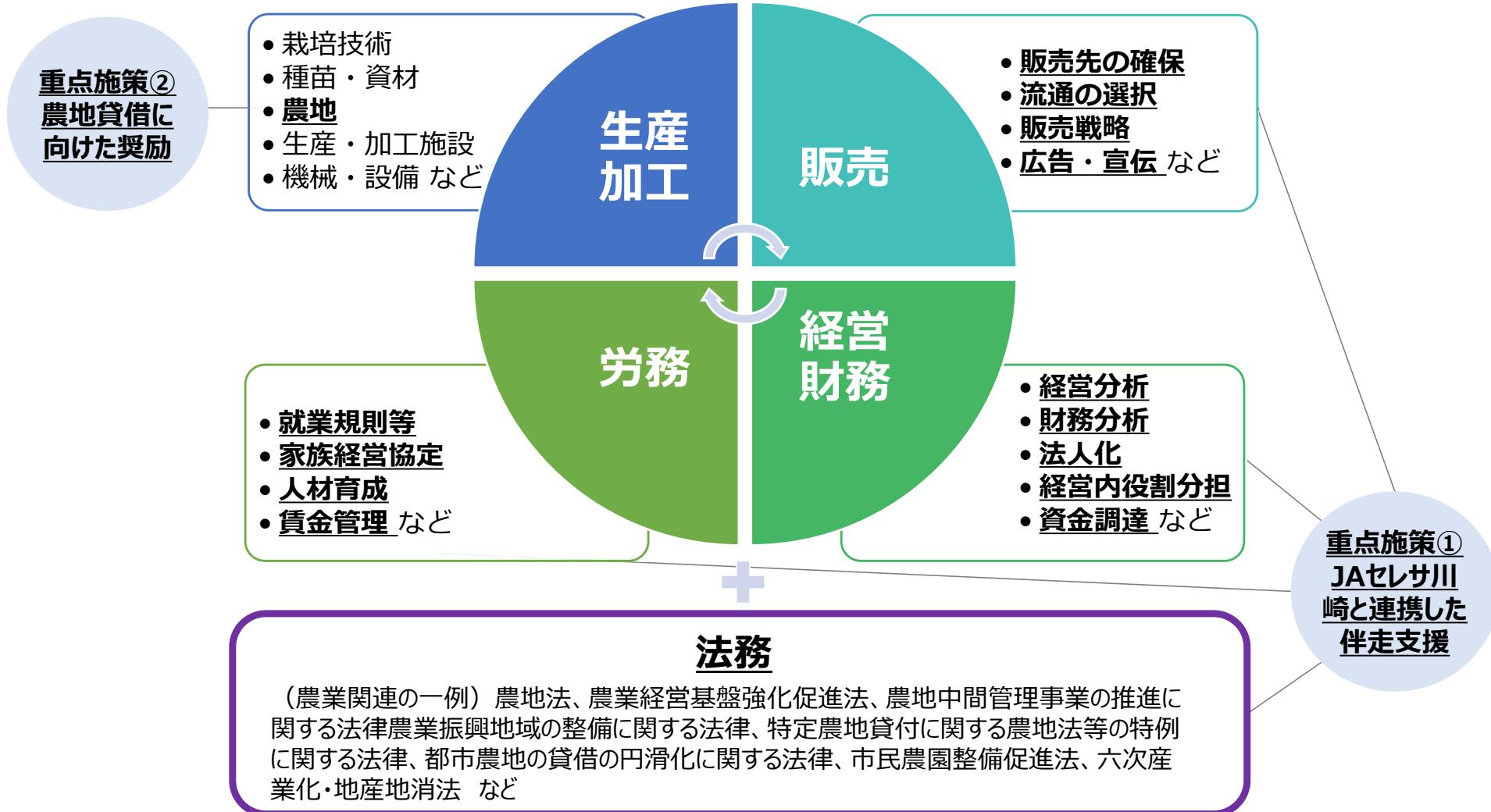
事業イメージ

農地貸借に向けた奨励 など

1 重点施策の概要

農業経営を支える基盤のイメージ

- 農業経営には農産物供給の基盤である「生産加工」のみならず、他産業と同様に「販売」、「経営財務」、「労務」の面のフォローが必要です。その他、農業全般や農地に関する法律などが複雑に絡み合っているため、「法務」の面においてもフォローが必要です。
- そのため、JAセレサ川崎と連携し、農業経営を包括・総合的に支援できる施策を拡充します。



2 現状と課題の整理

(1) 農業者の現状

- ① 市内の農家数は、1,049戸で、半数の517戸が販売農家（経営面積10aまたは販売額50万円以上の個人）です。（図-1）
- ② 農家数は過去10年間で208戸（約16%）減少しており、販売農家の減少率は約26%と、自給的農家の減少率約5%を大きく上回ります。農家数の減少理由としては、自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。
- ③ 経営主の年齢階層別にみると、経営主が60歳以上の経営体が全体の約85%を占めています。約30%の経営体は後継者がいません。（図-2,図-3）

図-1 農家数・農業就業者の推移

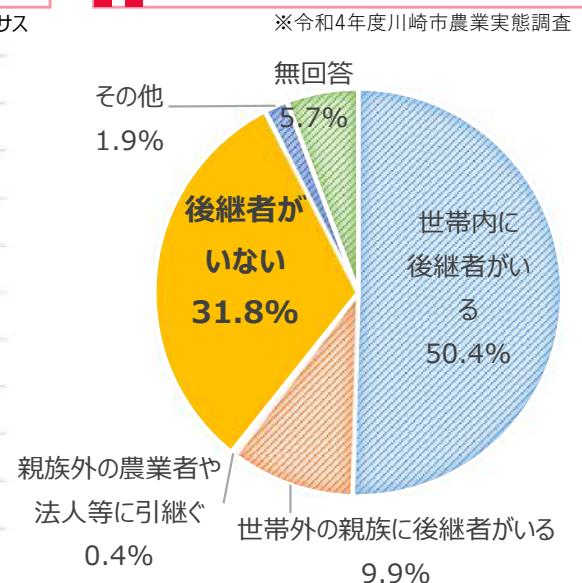


※農業従事者数について、2020年は調査方式が変わったため参考値。2015年までは販売農家の「年齢別農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）」。2020年から調査方式が変わり、個人経営体の「農業の従事日数階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数」

図-2 経営主の年齢階層別割合



図-3 後継者の有無



2 現状と課題の整理

(2) 農地の現状

- 市内の農地は、501.2ha（市域の約3.5%）で、過去30年間で半減。近年は減少幅は鈍化しています。減少原因は、相続に伴う農地転用・売買などがあります。また、遊休農地は0.59haで、近年横ばいで推移しています。（図-4,図-7）
- 都市計画区域別にみると、農地の65%は市街化区域に所在しており、生産緑地は248.9ha（市内農地全体の約5割）です。市街化調整区域に所在する農地は全体の35%で、農業上の利用が求められる農業振興地域は107.3ha（市内農地全体の約21%）です。（図-5,図-6）
- 市街化調整区域内農地の農地貸借の設定面積（農業経営基盤促進法等）は、令和6年度は13.2haで、増加傾向にあります。

図-4 農地面積の推移

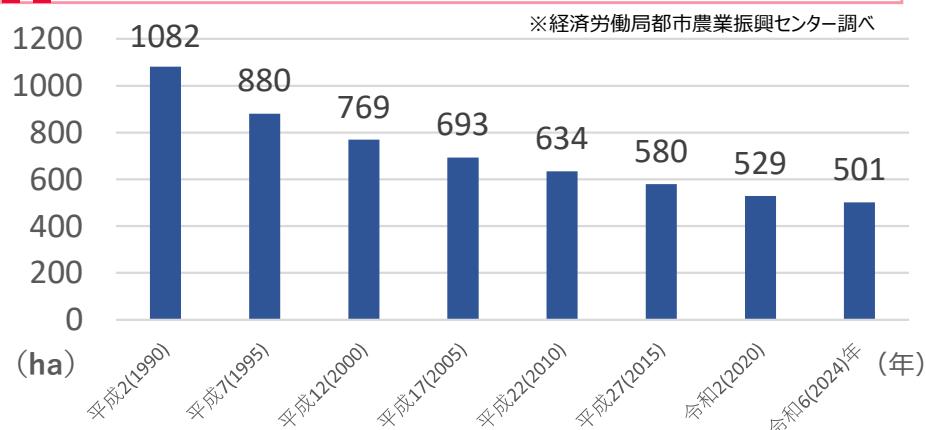
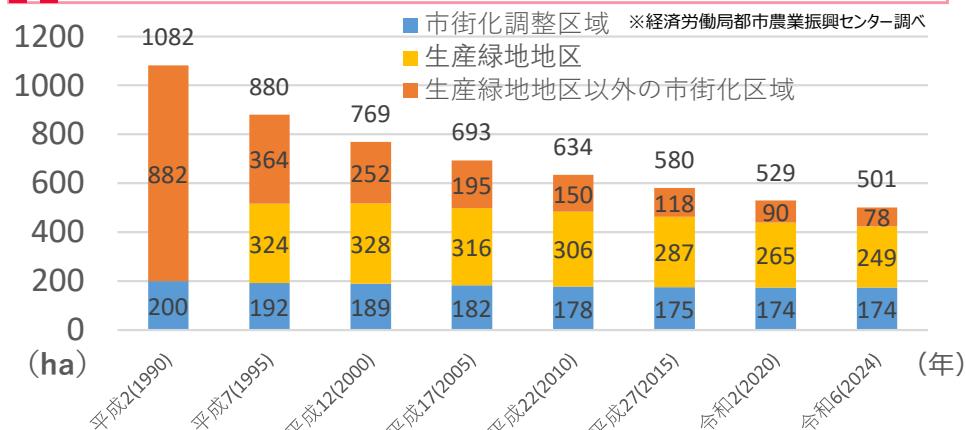


図-5 都市計画区域別 農地面積の推移



（※）生産緑地制度は平成4(1992)年から開始

図-6 農地面積の割合

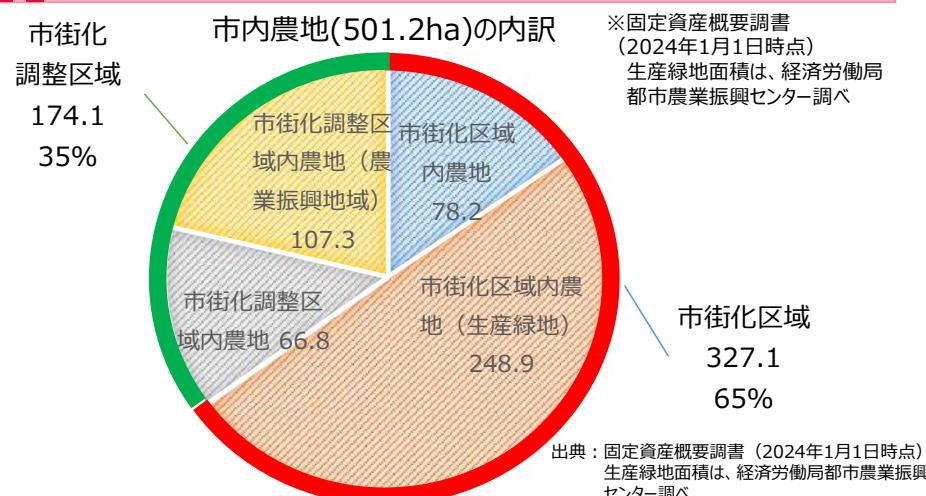
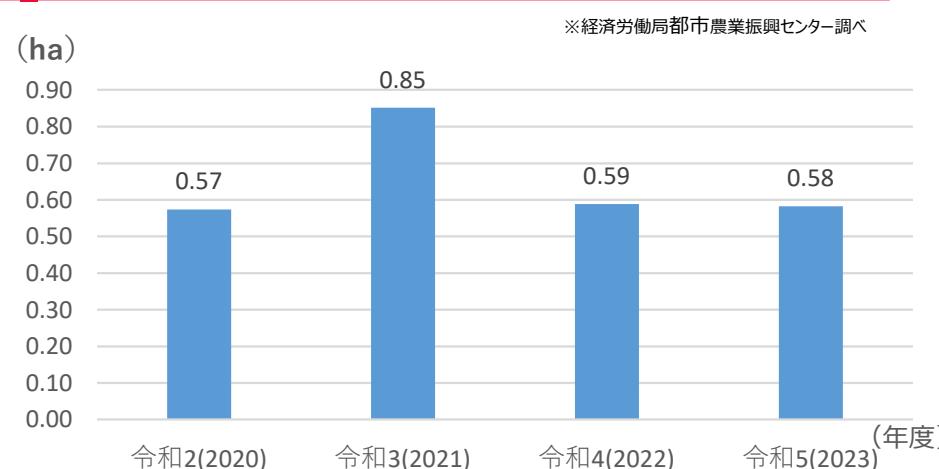


図-7 遊休農地面積の推移



(3) 課題と重点施策の事業イメージ

農業者

〈課題1.現状把握と個別対応の必要性〉

- 農業者の減少を抑制するためには、多様な農業者の現状、課題を丁寧に把握し、それぞれに応じた対応が必要です。

〈課題2.所得向上への総合的支援〉

- 市内農業者アンケートでは、10年後も農業を続けたいと考える人の多くが「農業所得の向上」を重視しており、営農指導・技術支援だけではなく、税制や資産管理等を含めた総合的な支援が必要です。

〈課題3.「伴走型」支援の推進〉

- 営農を継続する理由として「相続」や「義務感」による農業者が多く、経営改善に自発的に取り組む農業者は限定的です。
- そのため、積極的な働きかけによる「伴走支援」の推進が重要です。

〈課題4.JAセレサ川崎との連携強化〉

- 困った時の最初の相談先としてJAセレサ川崎と答えた農業者が過半数を占めることから、JAセレサ川崎との連携体制の強化が必要です。

〈課題5.認定農業者を目指す層への支援〉

- 認定農業者の経営体数は平成26年度以降で倍増するなど、これまでの施策による成果が現れており、継続的な支援が必要です。
- 今後は、「認定農業者を目指す層」の農業経営を支えることが重要であり、特に「新規就農者」や「販売農家」への支援強化が重要となります。

農地

〈課題1.規模縮小・離農の傾向〉

- 市内農業者アンケートでは、農業収入に関わらず、「規模縮小」や「農業経営をやめる（＝離農）」を考えている農業者が一定数存在しており、特に農業収入が100万円未満の農業者では、過半数が「規模縮小」または「農業経営をやめる（＝離農）」を選択しています。

〈課題2.相続・貸出しが優先課題〉

- この層の農業者は「相続」「農地の貸出し・売却」などを優先したいと考えており、『営農意欲』や『やりがい』よりも、『義務感』で農業を続けている傾向が見られます。

〈課題3.農地貸借の促進〉

- これらの農業者の農地を、意欲ある農業者に引き継げるよう、農地の貸借を促進する仕組みが必要（農地保全にもつながる）です。

〈課題4.農地流動化への意識醸成〉

- 一方、拡大意向があるなど意欲的な農業者も存在するものの、貸し出せる農地が足りない状況。農地流動化に向けて、農地貸借への抵抗感の緩和など意識醸成を含めた農地貸借の促進施策を図ることが必要です。

〈課題5.丁寧なマッチング支援〉

- 借り手・貸し手の面談を経た農地マッチングの取組を継続し、双方が安心して農地の貸し借りをすることができるよう環境整備が必要です。

〈課題6.遊休農地等の整備の課題〉

- また、遊休農地等の貸出希望があっても、農地の整備負担がネックとなり、借り手が見つからないケースもあるため、農地の適正活用に向けた整備支援も求められています。

事業イメージ

JAセレサ川崎と連携した
伴走支援 など

事業イメージ

農地貸借に向けた奨励 など

3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(1) 概要

農業経営の拡大を図り、今後の地域農業を担う意欲のある担い手の確保・育成のため、中間層の引き上げを目的に、認定農業者等を対象とした施設整備等への投資を支援する農業経営高度化支援事業を再構成し、次の2点に取り組みます。

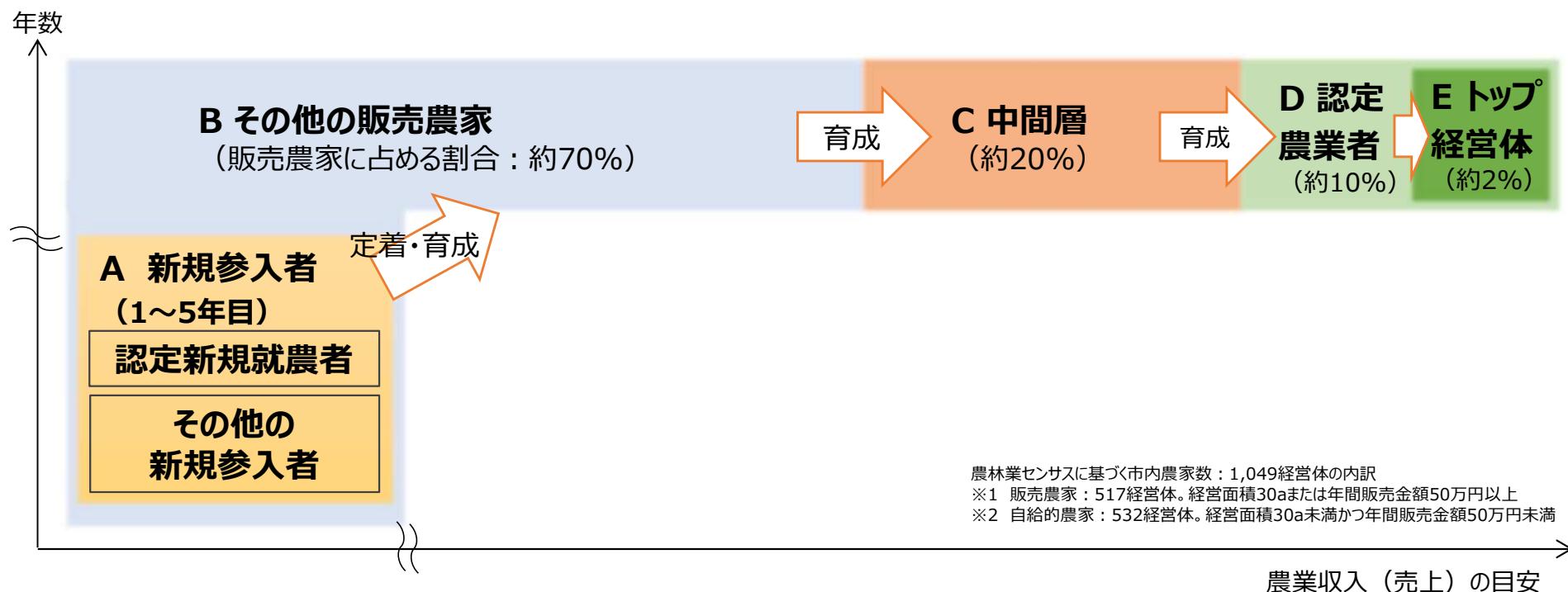
① 農業経営相談体制の構築

市及びJAセレサ川崎が連携し、中小企業診断士等の専門家を活用した税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築を行います。現在、認定農業者及び認定新規就農者（以下、「認定農業者等」という）に限っている経営相談をその他の農業者に拡大するとともに、年間を通じて伴走支援を行えるよう通年型の支援モデルを導入します。また、さらなる経営拡大を目指す農業者向けの小規模な農業経営塾を開催し、先進事例の紹介や経営ノウハウの共有を促します。

② 農業者向け補助金の統廃合

専門家による経営相談を踏まえた投資が可能となるよう、その他の農業者を対象とした農業生産振興対策事業補助金（農業施設整備事業、農業機械等整備事業）を農業経営高度化支援事業補助金に統合します。併せて、支援内容の見直しを行い、都市化の進展による鳥獣対策や新規就農者の育成、その他の農業者の経営改善の取組など、新たな課題に対応します。

図-8 販売農家の支援イメージ



3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(2) これまでの取組と事業の成果

認定農業者を中心に、生産性向上や経営改善の取組に対する補助や専門家の活用による支援等を実施した結果、認定農業者の経営体数は、この10年間で、平成26(2014)年度末の27経営体から令和6(2024)年度末の57経営体に倍増しています。

認定農業者等が行う農業経営改善の取組への支援

第1期 農業担い手経営高度化支援事業 平成28(2016)～令和2(2020)年度

■事業概要

- ①新技術導入や作目転換等の施設設備の導入経費への補助
補助上限額 300万円（補助率 1/2）

■実績

- 交付：累計18件（約3.6件/年度）

第2期 農業経営高度化支援事業 令和3(2021)年度～

■事業概要

- ①先端技術の導入や作目転換等の施設設備の導入経費
補助上限額 200万円（補助率 1/2）
- ②販売促進や6次産業化、労働時間の削減等の取組に係る経費
補助上限額 75万円（補助率 1/2）
- ③上記補助金のフォローアップや専門家による農業経営相談

■実績 ※令和3(2021)～令和6(2024)年度

- 補助金：①累計17件(約4.3件/年度)
②累計14件(約3.5件/年度)
- 専門家：③累計40件(約10件/年度)

市内農業者の経営安定化の取組への補助

農業生産振興対策事業補助金 平成5(1993)年度～

■事業概要

- ①農業施設の設置費等への補助（予算の範囲内）
 - 園芸施設、生産緑地の農産物加工施設（補助率3/10）
 - 多目的防災網、防薬網（補助率2/10）など
- ②農業機械等の導入経費への補助（予算の範囲内）
 - 予冷庫・保冷庫（補助率4/10）
 - 農業用施設の改良のための資材（補助率2/10）など
- 実績・成果 ※平成28(2016)～令和6(2024)年度
・交付 累計47件（約5件/年度）

都市農業の特性を活かした多様な農業経営を支援

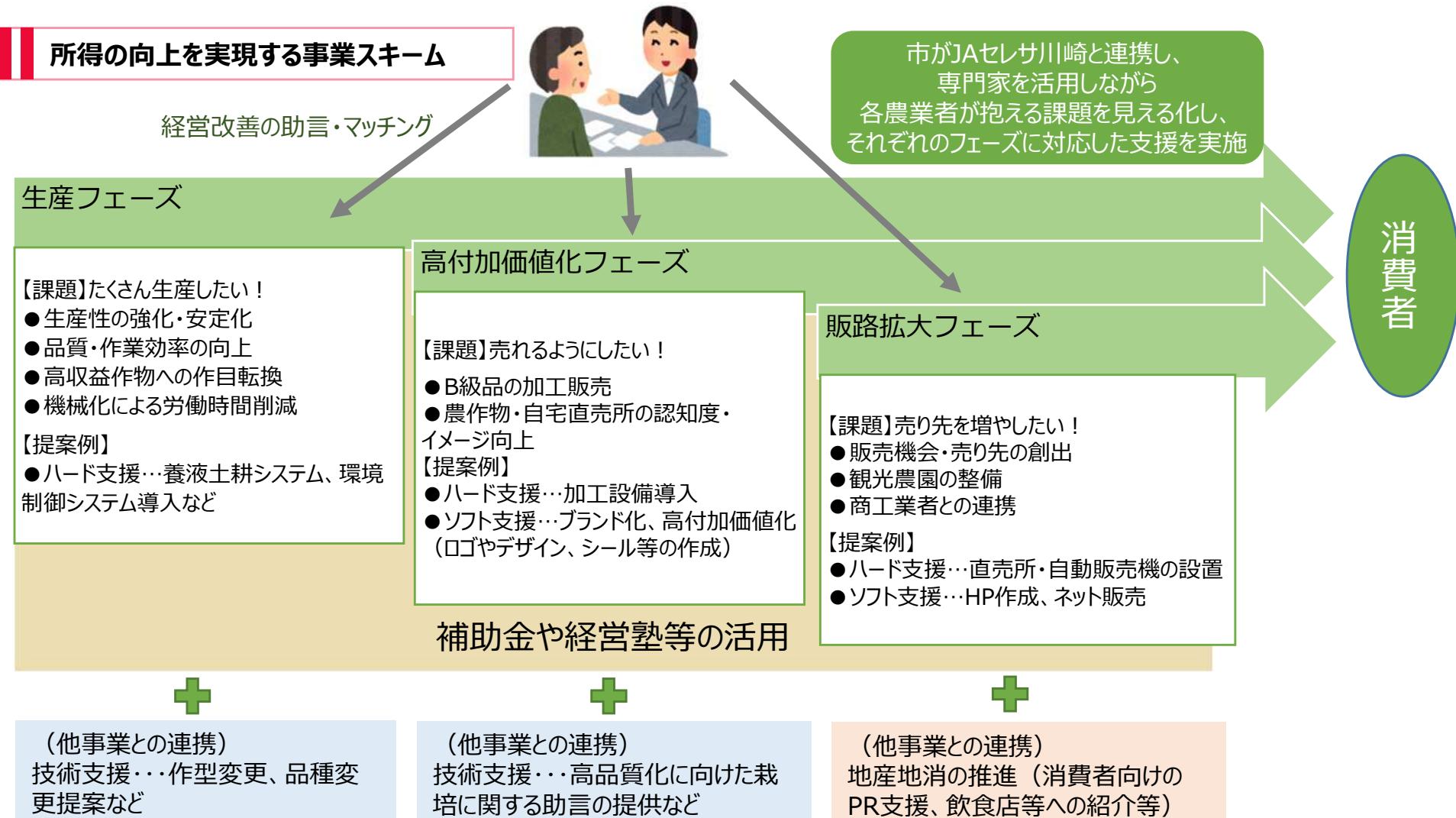


作目転換、6次産業化、労働時間の削減等への支援

3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

（5）農業経営相談体制の構築について（案）

- 専門家派遣を活用しながら、積極的な伴走支援（継続的に取り組みの経過を確認し助言等を行う）により、市内農業者による経営改善の取組を補佐します。
- 専門家の助言等により、目標達成に必要な課題・問題点の洗い出し、経営体质や販売戦略等の改善を支援し、所得の増加・生産性の向上に繋げます。
- 次期事業では、認定農業者等以外の農業者への支援を取り込み、中長期的な経営改善に取り組むきっかけを提供します。



3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(6) 農業者向け補助金の統廃合について（案）

- ① 2つの補助金を一本化します。
(統合先) 川崎市農業経営高度化支援事業
(統合元) 川崎市農業生産振興対策事業（農業施設整備事業、農業機械等整備事業）
- ② 鳥獣侵入防止対策など周辺環境の負荷軽減対策、新規就農者による農業経営改善の取組を新たに支援します。
- ③ 大型の設備投資には専門家による事前相談を受けていただくよう見直しを行います。

川崎市農業経営高度化支援事業（案）

※太字下線部分 = 変更予定内容

No.	メニュー	補助対象	対象者
1	生産向上等支援	<p>①先端技術 ②作目転換 ③土地又は労働生産性の向上 ④6次産業化 ⑤経営の安定化 ※専門家の事前相談付き</p>	市内の農業者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・その他の農業者（経営面積10a以上 または販売額15万円以上）
2	経営改善支援事業	<p>①市内産農産物の販売促進 ②市内産農産物を使った商品開発 ③労働時間削減に資する事業（生産に関わるもの除く） ④周辺環境の負荷軽減対策 ・農薬飛散防止対策、鳥獣侵入防止対策、畜産伝染病予防など ⑤新規就農者による農業経営改善 ・農業機械・生産施設など</p>	

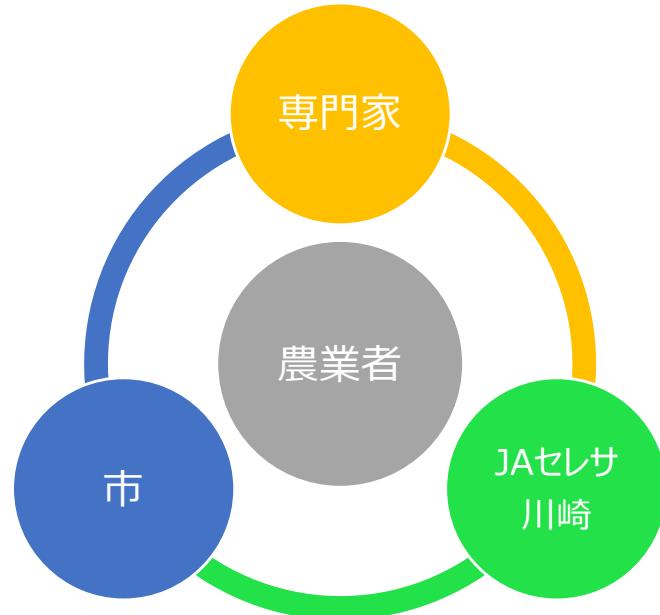
3 重点施策① JAセレサ川崎と連携した伴走支援

(7) 実施体制 (案)

- ① JAセレサ川崎の営農経済事業全般の活動指針である「地域農業振興計画」と川崎市農業振興計画との連携を図ることで、JAセレサ川崎との実施体制の構築を進めます。
- ② 市とJAセレサ川崎それぞれの強みを活かして、さらなる連携により、支援制度の周知や利用促進、ニーズの把握、農業者への定期的なフォロー等に取り組みます。
- ③ 関係者による定例会を月2回程度開催し、相談内容の整理や支援方針の決定、情報共有などを行います。

(8) 活動指標

主なアウトプット	指標
認定農業者への支援	毎年度
施設整備・機械導入等に対する支援	毎年度



参考>川崎市農業振興計画上、関連する目標

目標	令和6(2024)年度 ※参考	令和11(2029)年度
認定農業者の経営体数	57経営体	65経営体以上

(9) 今後の取組の方向性 (案)

立地の特性を活かした力強い農業経営の推進に取り組むとともに、JAセレサ川崎と連携した伴走支援を行うことで、担い手の育成・確保、農業経営の改善に向けた一層の推進を図り、農業経営を支える体制の強化・拡充に繋げます。

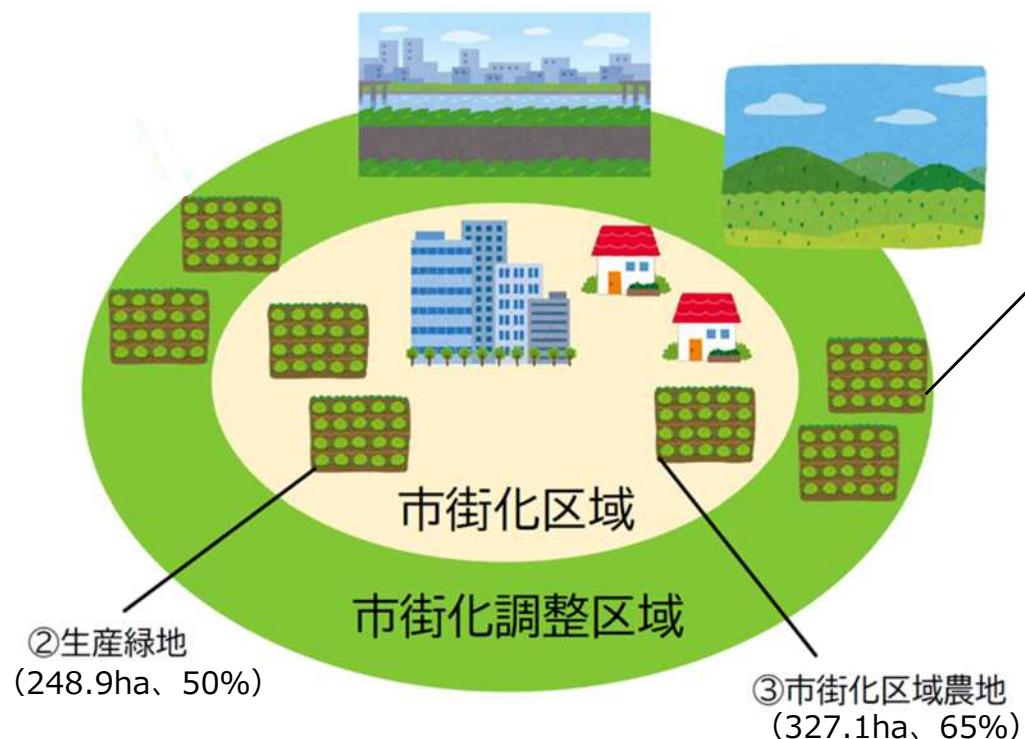
3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(1) 概要

市内農業者の持続的な農業経営を支援するため、市街化調整区域の農地の貸借を次のとおり促進します。（検討中）

- ① 農地貸借流動化奨励金の新設により、耕作可能な農地の貸借を促します。
- ② 不耕作状態が続いている農地の整地支援を行い、借り手の負担を軽減します。
- ③ JAセレサ川崎や農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携しながら効果的に事業を実施します。

図-10 取組のイメージ



農地貸借奨励金や耕作可能な農地を
増やす整地支援を検討
[令和7(2025)年11月時点]

貸借を促進し、
借り手への農地集積と
農地の保全へつなげていきます

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(2) これまでの取組と事業の成果

1. 市街化調整区域の農地の貸借要件の明確化及び対象者の拡大
 - ① 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」改定〔令和5(2023)年度〕
 - ② 「川崎市青年等就農計画認定事務処理要領」制定〔令和5(2023)年度〕
2. 借り手の掘り起こし
 - ① 認定農業者など、一定の技術や経験、経営規模を有する農業者を優先にマッチングを実施
 - ② 新規参入者については、JAセレサ川崎と連携しながら、農地マッチング、営農計画書の策定支援、地域農業者への紹介等を実施
3. 農地の貸出希望の掘り起こし
 - ① 今後（10年後）の農地利用に関する意向調査〔令和5(2023)年度実施〕に基づく農地所有者への働きかけ
 - ② JAセレサ川崎による農地マッチング制度の周知

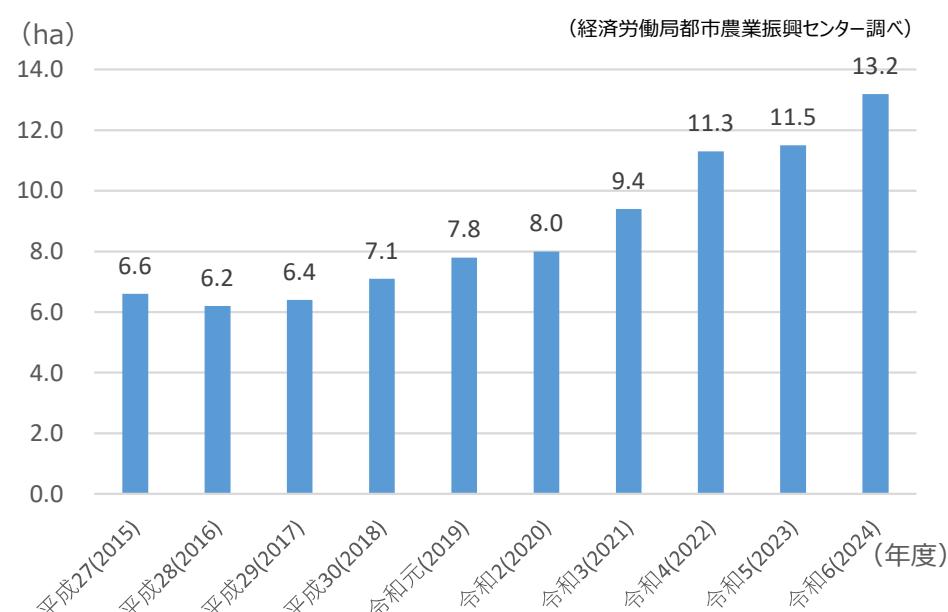


担い手への農地貸借が少しずつ進んでいます

新規就農相談・新規参入実績

項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
相談対応件数（累計）	54件	62件
新規参入者数	3人	3人

図-11 農地貸借（利用権設定）面積の推移



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(3) 農地マッチングにおける課題

1. 新規就農希望者からの相談は増えていますが、すぐに利用可能な農地が少なく、貸借につながりにくいという課題があります。
2. 担い手の高齢化により潜在的な貸出希望はあると見込まれますが、平均賃料（例：畠 年間20,600円/10a※）の安さなどの貸借への抵抗感等から実際に貸出希望を届け出る所有者は少ないです。
(※)川崎市農業委員会「川崎市内農地賃借料（令和5(2023)年分）」市街化調整区域(農業振興地域を含む)の畠の場合
3. 農地所有者自身が農業者の場合、義務感や習慣等により高齢になっても農作業を続けており、耕作に不向きな（耕作しにくい）農地から他者へ貸す傾向があります。
4. 新規就農希望者には、収益性が高い果樹や、温暖化の影響を受けにくく、安定的な生産が可能なハウス栽培（例：トマト、イチゴ、観葉植物）が人気ですが、貸借終了時に原状復旧しにくいことから、ハウス設置を前提とした農地貸借について、農地所有者から理解を得られにくい傾向があります。

(4) 支援の方向性

- ① 担い手の確保や育成のため、新規参入や既存農家による経営面積の拡大に適している市街化調整区域の農地の貸借を促進します。
- ② 農地所有者が抱える農地貸借への抵抗感を緩和するため、農地貸借奨励金を新設します。
- ③ 農業経営の拡大に取り組む農業者への集積を優先に、不耕作状態が続いている農地の整地を支援します。



不耕作状態が続いている農地のイメージ



すぐに利用可能な農地のイメージ

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

（5）農地貸借奨励金の新設について（案）

取組概要【新規】	対象者
<p>一定の要件を満たす農地貸借を結ぶ際に農地所有者へ奨励金を交付します。</p> <p>① 用途区域：市街化調整区域内の農地 ② 貸借期間：3年以上6年未満、6年以上9年未満、9年以上 ③ 対象：新規 ④ その他：農地中間管理機構を介した貸借</p>	農地所有者

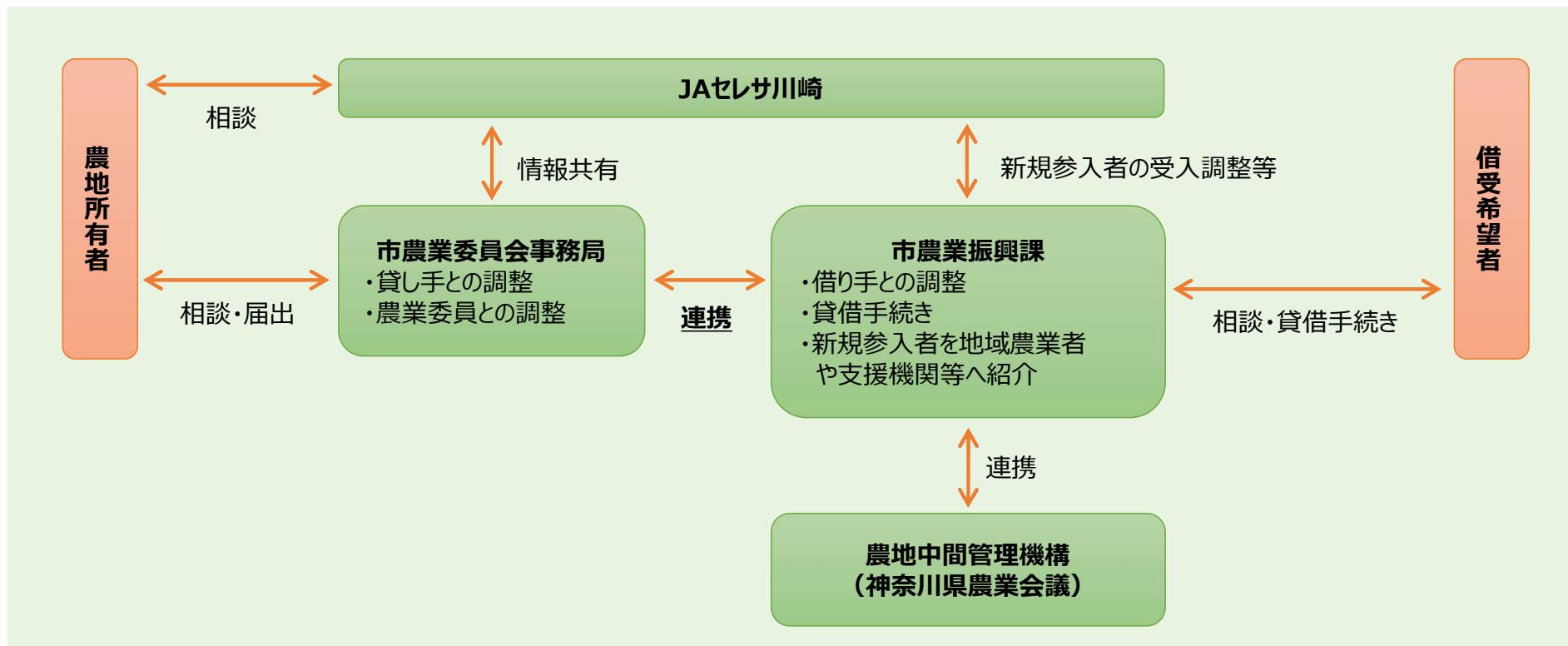
（6）不耕作状態が続いている農地の整地補助の新設について（案）

取組概要【新規】	対象者
<p>不耕作状態が続いている農地の整地費用の一部補助を行います。</p> <p>① 用途区域：市街化調整区域内の農地 ② 貸借期間：6年以上 ③ 整地内容：樹木の伐採・抜根、深耕・整地、残さ処分等に係る費用 ④ その他の条件 ・農地中間管理機構を介した貸借 ・認定農業者など、一定の技術や経営規模を有する農業者への貸借を優先 ・果樹・農業用施設設置可とします。</p>	農地所有者、農地所有者から承諾を得た借受希望者のいずれか

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(7) 実施体制 (案)

川崎市、川崎市農業委員会、JAセレサ川崎、農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携し、農地の貸出希望の掘り起こしを行い、借受希望者とのマッチングへつなげていきます。



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(8) 活動指標

主なアウトプット	指標
貸借可能農地の掘り起こし	毎年度：6件

参考>川崎市農業振興計画上、関連する目標

目標	令和6(2024)年度 ※参考	令和11(2029)年度
市街化調整区域での農地貸借面積	13.2ha	19.6ha以上

(9) 今後の取組の方向性（案）

- 適正な農地の保全・活用に取り組むとともに、農地貸借流動化奨励金や不耕作状態が続いている農地の整地支援を行うことで、担い手不在の農地を地域の農業を担う農業者や新規就農者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにつなげます。
- 奨励金や補助金は、農地貸借を促進するための一時的な取組であり、農業振興計画の4年ごとの見直しに併せて、今後4年間[令和8(2026)～令和11(2029)年度]における成果等を踏まえた必要な見直しを行います。



©中本竹誠

「川崎市農業振興計画（別冊）」案
令和7年11月発行

編集・発行 川崎市経済労働局都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
電話 044-860-2462 FAX 044-860-2464